



地方公共団体と住宅金融支援機構が連携

子育て・移住・空き家活用を応援!!

住宅取得の際に地方公共団体の補助制度を利用する場合【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。



※地図はイメージです。

応援1 住宅取得の際、市町村から補助金などの財政的支援があります!

<p>1 浦河町 建設課 TEL 0146-26-9010</p> <p>○浦河町住宅新築リフォーム等支援補助金</p>	<p>2 新ひだか町 建設課都市計画・建築係 TEL 0146-49-0338</p> <p>○新ひだか町空き家居住補助金交付事業</p>	<p>3 豊浦町 建設課住環境づくり係 TEL 0142-83-1420</p> <p>○豊浦町住宅取得奨励金事業</p>	<p>4 伊達市 都市住宅課 TEL 0142-82-3294</p> <p>○伊達市空き家取得費等補助金</p>	<p>5 室蘭市 都市政策課 TEL 0143-25-2655</p> <p>○室蘭市空き家活用促進助成金</p>	<p>6 安平町 政策推進課政策推進グループ TEL 0145-22-2751</p> <p>○安平町住宅建設奨励助成金 ○安平町空き家住宅購入費助成金</p>
<p>7 厚真町 まちづくり推進課政策推進グループ TEL 0145-27-3179</p> <p>○厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金</p>	<p>8 標津町 建設水道課 TEL 0153-85-7247</p> <p>○標津町住宅新築補助金助成事業 ○標津町中古住宅取得補助金助成事業 ○標津町住宅リフォーム補助金助成事業</p>	<p>9 函館市 都市整備課 TEL 0138-21-3358 ○函館市空き家等改修支援補助金(移住者向け) まちづくり景観課 TEL 0138-21-3388 ○景観形成住宅等建築奨励金 都市計画課 TEL 0138-21-3360 ○函館市まちなか住宅建築取得費補助金</p>	<p>10 北斗市 総務部企画課 TEL 0138-73-3111</p> <p>○北斗市空き家バンク利活用事業補助金</p>	<p>11 木古内町 まちづくり未来課まちづくりグループ TEL 01392-2-3131</p> <p>○木古内町マイホーム取得促進事業補助金</p>	<p>12 帯広市 建築開発課住まい宅地係 TEL 0155-65-4179 ○北方型住宅ZERO補助金 ○帯広市空き家購入等補助金 建築開発課建築指導係 TEL 0155-65-4180 ○帯広市旧耐震住宅建替え補助金</p>
<p>13 音更町 建築住宅課 TEL 0155-42-2111</p> <p>○音更町空き家活用定住促進事業補助金</p>	<p>14 幕別町 住民課住民活動支援係 TEL 0155-54-2288 ○幕別町マイホーム応援事業補助金 防災環境課地域環境係 TEL 0155-54-6601 ○幕別町ゼロカーボン推進総合補助金</p>	<p>15 大樹町 建設水道課 TEL 01558-6-2118</p> <p>○大樹でかなえるマイホーム支援補助金</p>	<p>16 芽室町 魅力創造課 TEL 0155-62-9736</p> <p>○芽室町子育て世帯新生活応援奨励事業 ○芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励事業</p>	<p>17 清水町 商工観光課 TEL 0156-62-1156</p> <p>○しみずマイホーム奨励金</p>	<p>18 池田町 町民課 TEL 015-572-3114</p> <p>○池田町住宅取得応援奨励金</p>

上記は、住宅金融支援機構が道内で【フラット35】地域連携型に関して連携している全55の市町村のうち、本紙の配布地域に所在する18団体です。(令和6年10月1日時点) 利用要件などの詳細及びその他の市町村については、ホームページをご覧ください。なお、各市町村の補助制度は、募集枠に達すると受付を終了する場合がありますので、ご注意ください。

応援2 上記の市町村の補助制度を利用する場合【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます!

<p>ずっと固定金利の安心</p> <p>【フラット35】 地域連携型</p>	<p>子育て支援・空き家対策</p> <p>【フラット35】の借入金利から</p> <p>当初5年間 年▲0.5%</p>	<p>地域活性化</p> <p>【フラット35】の借入金利から</p> <p>当初5年間 年▲0.25%</p>
--	---	--

【フラット35】子育てプラス等の他の金利引下げメニューと併用すると、さらに金利引下げとなります。

- (注) ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。
- 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。
- 【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
- 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間までにフラット35サイト(www.flat.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。

◆ 詳しくはホームページ ◆

<https://www.flat35.com/lp/19/renkei/index.html>

フラット35 地域連携

住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ
TEL011-261-8306 営業時間 9:00~17:00(土日祝日を除きます)